

江の川上流水害タイムライン検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「江の川上流水害タイムライン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、前線等による風水害で起こり得る江の川水系大規模氾濫時に備えて江の川上流水害タイムライン（防災行動計画）を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 一 検討会の参加機関を対象とした江の川上流域の国管理区域内における風水害等による大規模氾濫時に備えたタイムライン（防災行動計画）の検討。
- 二 その他必要な事項。

(組織構成)

第4条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 一 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 二 検討会に、座長を置くものとする。
- 三 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

(検討会の招集等)

第5条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、必要に応じ、検討会の構成機関以外の機関の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所のウェブサイトに掲載するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(附則)

この要綱は、令和元年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

この要綱は、令和5年 6月 8日から施行する。

この要綱は、令和6年 6月 6日から施行する。

【 江の川上流水害タイムライン検討会 構成機関 】

三次市
安芸高田市
広島県
広島県北部建設事務所
広島県警察本部
三次警察署
安芸高田警察署
備北地区消防組合消防本部
安芸高田市消防本部
広島県水道広域連合企業団
陸上自衛隊第13旅団司令部
中国電力（株）
（一社）広島県LPGガス協会
西日本電信電話（株）中国支店
西日本旅客鉄道（株）中国統括本部
西日本高速道路（株）三次高速道路事務所
備北交通（株）
協同組合三次ショッピングセンター
協同組合サングリーン
（株）ディア・レスト三次
ひろしま農業協同組合 三次地域
（一社）三次地区医師会
（有）ビクトリー観光
社会福祉法人水明会
社会福祉法人三次市社会福祉協議会
社会福祉法人清風会 百楽荘居宅介護支援事務所
社会福祉法人清風会 サンプリエ
日本放送協会 広島放送局
（株）中国放送
広島テレビ放送（株）
（株）広島ホームテレビ
（株）テレビ新広島
広島エフエム放送（株）
（株）三次ケーブルビジョン
気象庁 広島地方気象台
国土交通省 三次河川国道事務所
国土交通省 土師ダム管理所

【 座長 】

広島大学大学院先進理工系科学研究科 いのうえ 井上 たくや 卓也 准教授

【 オブザーバー 】

国土交通省 浜田河川国道事務所